Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年12月7日 国土政策局地方振興課

豪雪地帯対策基本計画の変更について

豪雪地帯対策特別措置法の改正及び平成23年・24年の大雪を踏まえた 豪雪地帯対策基本計画の変更が閣議決定されました。

く概要>

豪雪地帯対策特別措置法第3条第1項に基づく「豪雪地帯対策基本計画」の変更について、本 日閣議決定されましたのでお知らせします。

同基本計画は昭和39年に策定され、これまでに4度の改正が行われてきました。このたび、 平成24年3月の豪雪地帯特別措置法の一部改正で追加された規定、および平成23、24年の 大雪で明らかになった課題に対応するため検討を行った結果、第6次豪雪地帯対策基本計画として主に以下の項目が追加・変更されました。

- ○除排雪の体制の整備(雪処理の担い手の確保)
- ○空家に係る除排雪等の管理の確保
- ○雪冷熱エネルギー等の活用促進
- ○集中的降雪時の道路交通の確保等

詳細は別紙をご覧ください。

<豪雪地帯対策基本計画本文の入手方法>

本文については、国土交通省のホームページから入手することができます。

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000010.html

<閣議決定日>

平成24年12月7日

(お問い合わせ先)

国土交通省 国土政策局 地方振興課 課長補佐 高橋、福田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL:(代表)03-5253-8111(内線29-562、29-563)

(直通) 03-5253-8404

FAX: 03-5253-1588